

令和6年10月

## 取得済み3次元計測データ等を用いた路線測量・現地測量に関する特記仕様書

本業務は、現場作業の省力化や安全性の向上を目的として、3次元計測データを活用して実施する業務である。

(取得済み3次元計測データ等を用いた路線測量・現地測量の具体的内容)

第1条 取得済み3次元計測データ等を用いた路線測量・現地測量は、以下の作業のうち、当該業務に含まれる項目を対象とする。

(1) 路線測量

3次元計測データ(モデル化等により加工・編集したデータ、写真地図データ等を含む)から得られる地形変化点、地物等の情報を、現地計測に替えて、縦断面図データファイル及び横断面図データファイルの作成に利用することができる。

(2) 現地測量

3次元計測データ(モデル化等により加工・編集したデータ、写真地図データ、等高線データ等を含む)から得られる地形、地物等の情報を、現地計測に替えて、数値地形図データファイルの作成に利用することができる。

(取得済み3次元計測データ等)

第2条 取得済み3次元計測データ等は、以下のサイトにて提供している公開データ、または、発注機関から貸与されるデータを活用する。

G空間情報センター <https://www.geospatial.jp/>

オンライン電子納品システム <https://mycityconstruction.jp/>

(設計変更の取扱い)

第3条 本業務の「路線測量」及び「現地測量」は、「取得済み3次元計測データを用いた測量試行要領(案)」に定める3次元計測データの活用を前提とした「地域による変化率」に基づき積算を行うものとし、3次元計測データの活用の程度や有無等の作業手法に応じた設計変更は行わない。なお、項目、作業条件、作業量等は、静岡県設計変更ガイドライン(案)(土木設計業務等委託編)に基づき、設計変更を行うものとする。